

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当するとして、障害等級第 11 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務地の工事現場においてダンプカーの荷台で作業をしていたところ、誤って転落し、負傷した。直ちに〇〇病院に搬送され、「左脛骨骨幹部開放骨折、左下腿皮膚欠損創、左下腿圧挫傷、左膝部皮膚欠損創、左腓骨骨幹部骨折、左膝部打撲傷、深部静脈血栓症、左腓骨神経麻痺」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 11 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、上位の等級と考えるため再度の認定を求めている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 左足関節の運動制限については、可動領域が健側と比較して 3/4 以下に制限されていることから、障害等級第 12 級の 7「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」と認定した。
- (2) 左足指の運動制限については、第 1 の足指の指節間関節の運動可能領域が健側と比較して 1/2 以下に制限されていることから、障害等級第 12 級の 11「1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの」に該当する。
- (3) 左下腿から足指にかけての異常感覚の程度については、脛骨・腓骨骨幹部骨折に起因すると考えられる末梢神経障害による痺れ等の異常感覚が、下腿から第 1 足指にかけて残存しており、その範囲は広いものであることから、局部の神経系統の障害として、障害等級第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの」に該当する。
- (4) 以上の請求人に残存する障害について、左足関節の機能障害と左足指の機能障害については同一系列とみなすことから、併合の方法を用いて準用等級を定めることにより、障害等級第 11 級となる。また、左下肢の異常感覚と機能障害については系列が異なるため、併合して重い方の身体障害に該当する障害等級第 11 級にて認定し、支給決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 左下腿の脛骨及び腓骨には障害認定基準に定められている偽関節、変形、短縮は認めら

れない。

イ 神経症状については、腓骨神経麻痺により、左足関節及び左足第1指の運動範囲に制限が認められる。また、下腿の受傷部以下の広範囲に知覚鈍麻も認められることから、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当する。

ウ 左足関節の運動制限については、健側に比べ1/2以下に可動域が制限されていることから、障害等級第10級の10「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当する。

エ 左足指の運動制限については、第1足指についてMTP及びIPにおいて健側に比べ1/2以下に可動域が制限されていることから障害等級第12級の11「1足の第1の足指を廃したもの」に該当する。

(2) 結論

請求人に残存する障害の等級について、「同一下肢の機能障害と足指の欠損又は機能障害」はみなし系列として扱うため、足関節の第10級の10と足指の第12級の11の障害は併合の方法を用いて準用等級第9級となる。次に系列の異なる神経症状の第14級の9を併合の方法を用いて、いずれか上位の等級をもって当該障害の等級とすることから、準用等級第9級と認定する。

したがって監督署長が請求人に対してなした障害等級第11級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。